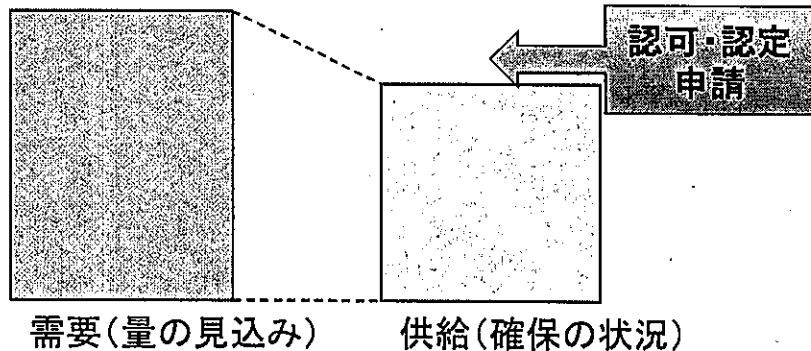


# 自治体計画と認可・認定の関係 ①

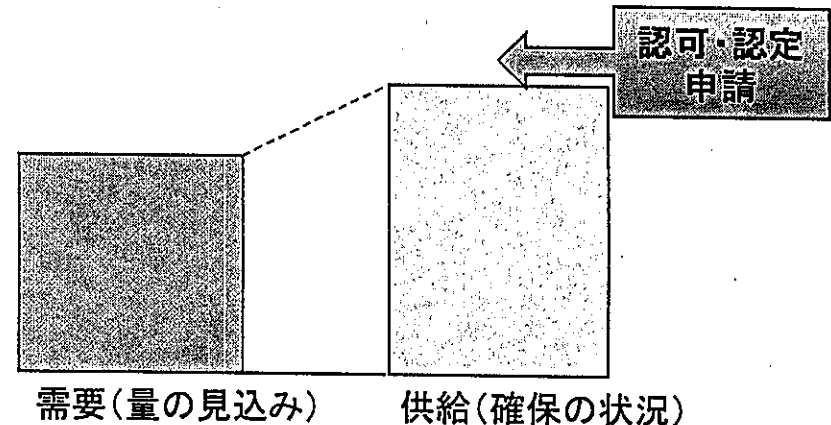
- 市町村計画は、「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を踏まえ、「量の見込み」を設定し、区域内の利用定員(確保の状況)や量の見込みに不足する場合の整備目標を「確保方策」として設定。
- 都道府県計画は、市町村計画の数値の積上げを基本に、広域調整を勘案し、一定区域ごとに、「量の見込み」と「確保方策」を設定。
- 都道府県は、一定区域ごとに、需要(量の見込み)と供給(確保の状況)の状況に応じ、以下のとおり、認定も園・保育所の認可・認定を行う。
  - ※ 指定都市・中核市においては、都道府県と同様に、市町村計画に基づき幼保連携型認定こども園・保育所の認可を行う。
  - ※ 地域型保育事業については、市町村が市町村計画に基づき同様に認可を行う。

需要(量の見込み) > 供給(確保の状況) → 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者である場合)  
需要(量の見込み) < 供給(確保の状況) → 認可・認定を行わないことができる(=需給調整)

需要 > 供給 → 原則認可・認定



需要 < 供給 → 認可・認定しないことができる



## 自治体計画と認可・認定の関係 ②

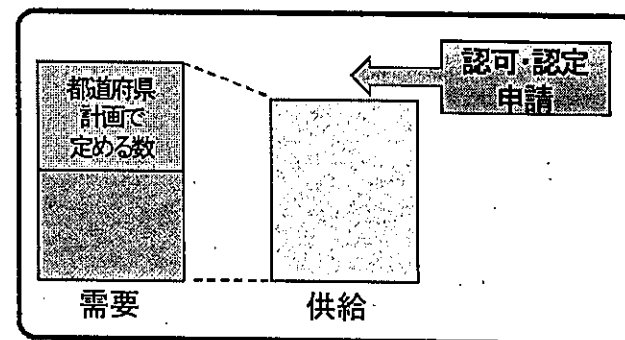
### ○ 既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合

需要 + 「都道府県計画で定める数」 > 供給

→ 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者)

※ この「都道府県計画で定める数」は、幼稚園・保育所から認定こども園への移行を促進するため、現在の施設の利用状況や認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定。設定に当たっては、地方版子ども・子育て会議等の議論を通じて透明性を確保。

※ 幼保連携型認定こども園については「指定都市・中核市の計画で定める数」。



### ◎平成25年8月6日付内閣府事務連絡(各都道府県・指定都市・中核市宛)

(別添)四 認可及び認定に係る需給調整 1基本的考え方(第三の二2(二)イ及び四2(二)(2)関係)

2 認定こども園への移行に係る需給調整の特例(第三の四2(二)(2)ウ関係)

○「都道府県計画で定める数」は、認定こども園への移行を促進するため、移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り認可・認定が行われるように設定することが基本であること。

具体的には、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や既存の幼稚園・保育所の認定こども園への移行の希望を把握し、これらの移行に関する意向等を踏まえ、地方版子ども・子育て会議における議論を経る等、透明化を図った上で設定すること。

### ◎平成25年12月18日付内閣府事務連絡(各都道府県・指定都市・中核市宛)

その趣旨は、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらずに柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行えるようにするというものです。(中略)

「都道府県計画で定める数」については、供給過剰地域においても認可・認定を可能とすることを前提とするものであることから、当該数は、少なくとも「供給量－需要量」を上回る数を設定していただく必要があるものであり、当該上回る数については、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望などを踏まえ、地方版子ども・子育て会議における議論等を行っていただいた上で、各地域の実情に応じた具体的な数を設定していただくことになることにご留意ください。

## 都道府県の認可・認定に係る需給調整の考え方

- 都道府県は、認可・認定の申請をした認定こども園・保育所が適格性、認可基準を満たす場合は、認可・認定するものとする。
- ただし、以下に該当する場合には、需給調整。(認定こども園法第17条第6項、児童福祉法第34条の15第5項、第35条35条第8項)
  - ・ 認定区分(3-5歳・学校教育のみ、3-5歳・保育の必要性あり、0-2歳・保育の必要性あり)ごとに都道府県が設定する区域における教育・保育施設の利用定員の総数が、都道府県計画で定める必要利用定員総数に既に達しているか、又は認可・認定によってこれを超えることになるか認めるときその他の省令で定めるとき
    - 需要(量の見込み) > 供給(利用定員の総数※) →原則認可
    - 需要(量の見込み) < 供給(利用定員の総数※) →需給調整

(※)確認を受けない幼稚園の定員を含む。

〈1〉計画の確保方策として定めたもの以外の施設から認可申請があった場合の需給調整について

(イメージ)

2年目(+50人)、3年目(+100人)に教育・保育施設を整備することにより需給ギャップを解消する計画

		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
①必要利用定員総数		400人	400人	400人	400人	400人
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	200人	250人	350人	350人	350人
	地域型保育事業	50人	50人	50人	50人	50人
②-①		▲150人	▲100人	0人	0人	0人

地域型保育事業者から認可の申請(+15人)があった場合

- ・「需要(量の見込み) > 供給(利用定員の総数)」であるが、需給調整の対象とできることとする。  
※なおこの場合も、自治体の判断で、計画上想定していなかった教育・保育施設や地域型保育事業の認可・認定を行うことは可能。
- 実際に認定を受けた子どもの数が、計画で定めた必要利用定員総数を上回っている場合には、機動的な対応が行われることが望ましい。

〈2〉認定こども園に移行する場合の需給調整について

① 幼稚園が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園に移行しようとするケース

(保育の必要性がある子どもの定員設定が必要)

(例)

	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり
量の見込み(必要利用定員総数)	300人	200人	150人
区域内の教育・保育施設の定員数	300人	200人	150人

既に保育の利用希望が満たされている。  
→認定こども園の認可等をどう取り扱うか？

・都道府県は、地域における教育・保育施設(3-5歳/0-2歳、保育の必要性ありの認定)の定員の総数が、「『現在の利用状況』に『利用希望』を踏まえて設定した『量の見込み』に『都道府県計画で定める数』を加えた数」に達するまでは認可・認定しなければならないこととする。

一認可・認定に裁量が生じることがないように、都道府県計画において定めることとし、地方版子ども・子育て会議等の議論を通じて透明性を確保。

一「都道府県計画で定める数」の設定に当たっては、認定こども園への移行を促進するため、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望に十分配慮し、幼稚園の認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定。

②保育所が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園に移行しようとするケース  
(例)

	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり
量の見込み(必要利用定員総数)	300人	200人	150人
区域内の教育・保育施設の定員数	300人	200人	150人

既に学校教育の利用希望が満たされている。  
→認定こども園の認可等をどう取り扱うか？

・都道府県は、地域における教育・保育施設(3-5歳、教育のみの認定)の定員の総数が、「『現在の利用状況』に『利用希望』を踏まえて設定した『量の見込み』に『都道府県計画で定める数』を加えた数」に達するまでは認可・認定しなければならないこととする。

一認可・認定に裁量が生じることがないように、都道府県計画において定めることとし、地方版子ども・子育て会議等の議論を通じて透明性を確保。

一「都道府県計画で定める数」の設定に当たっては、認定こども園への移行を促進するため、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や、認定こども園への移行の希望に十分配慮し、保育所の認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定。